

## 職員の政治的行為の制限に関する条例案の廃案を求める声明

2012年6月29日

大阪労働者弁護団

代表幹事 大川一夫

大阪市は、2012年7月議会に、職員の政治的行為の制限に関する条例案を提案しようとしている。本条例案は、「地方公務員法第36条第2項第5号の定める政治的行為を定める」とするものである。

しかし、そもそも政治的行為は民主主義社会において最も基本的かつ最大限尊重されねばならない重要な権利であり、公務員と言えどもその制限は必要最小限に留められねば憲法19条及び21条に違反にするとの謗りを免れない。

そのため、地方公務員法（以下「地公法」という。）第36条も一定の目的をもって行われる限定された政治的行為のみを禁止するにとどめ、かつ、違反に対して何らの罰則も設けていないのである。地公法第36条第5項が、「本条の規定は、職員の中立性を保障することにより、地方公共団体の行政及び特定地方独立行政法人の業務の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものである」という趣旨において解釈され、及び運用されなければならない。」と規定しているのもその趣旨である。

ところが、本条例案第4条は、「内閣の答弁の趣旨を踏まえ」、地公法第36条に違反した場合、「原則として懲戒処分として免職の処分をする」と明記している。

本条例案の指摘する内閣答弁は、1950（昭和25）年の地公法36条制定当時の提案理由において「職員の政治的行為の制限の違反に対しては、懲戒処分により地方公務員たる地位から排除することをもって足る」と説明されていたと指摘するものにすぎない。しかも、その趣旨は、「罰則を設けることができるか」との質問に対して、罰則を設けることはできないことの理由として言及されたものにすぎず、本条例案は「内閣の答弁の趣旨」を完全に曲解している。さらに、この提案理由説明自体、実に60年以上前のものであり現在の社会情勢に適合していない。

本条例案は、かかる政治的行為の重要性に対する基本的な認識を欠いており、法律の解釈を根本的に誤っているものといわざるをえない。原則として懲戒免職とする本条例案は憲法21条に反し違憲無効との評価を免れない。

また、本条例案第2条が列举する「政治的行為」は、概ね国家公務員に適用される人事院規則14-7を引き写したものであるが、人事院規則においては「政治的目的のため」に行うことが禁止されると規定されているところ、本条例案はすべての項目において目的による制限を削除している。これは意図的に職員の政治的行為に対する萎縮効果を狙ったものとしか考えられず、この点においても極めて悪質である。

さらに、個別の項目においても、例えば、本条例案第2条第5号は制限される行為として、国家公務員と同様に、「ラジオその他の手段を利用して」公に政治的目

的を有する意見を述べることを挙げている。しかし、地方公務員は国家公務員と異なり、自らが属する地方公共団体の区域外においては自由に政治活動を行えるのであり、地公法36条を超える制限を課すものとして違法無効であるといわざるをえない。

以上より、本条例案は、総体として違憲違法である。

当弁護団の見解は以上のとおりであるが、このような民主主義社会における基本的な権利がなし崩し的に規制されていき、いずれ近い将来に一般市民の権利にまで規制が及ぶことをも危惧するものである。

よって、本条例案は、憲法上の重要な基本的権利を侵害するものであり、条例として制定されることがないよう強く求めるものである。

以上